

# 江田島市定住促進子育て世帯家賃補助金交付要綱

令和2年7月7日

(趣旨)

第1条 本市への定住の促進及び地域の活性化を図るため、市内の民間賃貸住宅に市外から移り住む子育て世帯に対し、予算の範囲内で江田島市定住促進子育て世帯家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱で必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住を前提に本市を住所地として住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。ただし、単身赴任のほか、事業所又は自己の都合で一時的に本市に居住していることが明らかな場合を除く。
- (2) 民間賃貸住宅 建物所有者等との間で賃貸借契約を締結し、賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
  - ア 市営住宅その他の公的な賃貸住宅
  - イ 社宅、官舎、寮等の雇用者から貸与されている住宅
  - ウ 3親等内の親族が所有している住宅
- (3) 子育て世帯 第7条第2項に規定する交付申請日（以下「交付申請日」という。）において、夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）のいずれかが40歳未満である世帯又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもがいる世帯
- (4) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費、

駐車場使用料等を除く。)の月額をいう。

(5) 入居者 民間賃貸住宅に居住する全ての者をいう。

(6) 移住活動 市内への移住の実現に向け、江田島市企画部企画振興課又は一般社団法人フウドを来訪し、相談を行うこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象とする者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

(1) 令和2年4月1日以降に定住の意思をもって市外から転入し、転入日の前日から起算して2年以内に市内に住所を有していなかった者

(2) 市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となり、現に居住し、その家賃を支払っている者

(3) 子育て世帯に属する者

(4) 入居者のいずれかが交付申請日以前に移住活動を行ったことがある者

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、入居者のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助の対象としない。

(1) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する国家公務員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第1項及び第2項に規定する一般職の地方公務員である場合

(2) 市税等を滞納している場合

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている場合

(4) 家賃を滞納している場合

(5) 江田島市暴力団排除条例(平成23年江田島市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係にある場合

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、月ごとに算定し、家賃の額（事業主が従業員に支給する住宅手当がある場合は、これを控除した後の額）とする。この場合において、住宅手当には、事業主が民間賃貸住宅の所有者等に直接支払う額を含む。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。  
（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は10,000円のいずれか低い額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

3 補助対象期間は、補助金支給の対象開始月（交付申請日の属する月の翌月をいう。）から通算して12月を限度とする。  
（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、江田島市定住促進子育て世帯家賃補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第1号にあつては、住宅手当の支給を受けている者に限る。

（1）住宅手当支給証明書（様式第2号）

（2）誓約書兼同意書

（3）民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

（4）入居者全員の住民票の写し及び戸籍の附票の写し（過去2年間の住所履歴が分かるもの）

（5）入居者全員の市税等の滞納がないことを証明する書類

（6）交付申請日の属する月又はその前月の家賃の支払を証明する書類

（7）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、初年度においては交付申請に係

る賃貸借契約の締結の日又は本市に転入した日のいずれか遅い日から起算して90日以内に行うものとする。

3 交付申請は、年度ごとに行うものとし、交付申請初年度の翌年度においては、当該年度の4月中に行うものとする。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、江田島市定住促進子育て世帯家賃補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により交付申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の交付決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該通知後、江田島市定住促進子育て世帯家賃補助金交付請求書(様式第4号)に家賃の支払が確認できる書類を添えて、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 補助金の交付請求は、年度中に2回とし、その時期は、4月分から9月分までを9月1日から9月30日までの間に、10月分から3月分までを3月1日から3月31日までの間に行うものとする。

(交付)

第10条 市長は、前条第1項の交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付申請内容の変更)

第11条 交付決定者は、第7条第1項の規定により提出した書類の内容に変更が生じたときは、速やかに江田島市定住促進子育て世帯家賃補助金変更交付申請書(様式第5号)に変更内容を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、江田島市定住促進子育て世帯家賃補助金変更交付決定(却下)通知書(様式第6号)により交付決定者に通知する

ものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 第4条各号のいずれかに該当するに至った場合

(3) 補助金の交付を受けた日から5年以内に、生活の本拠を他の市区町村に移すこととなった場合

(4) 江田島市定住促進子育て世帯家賃補助金交付申請書に記載した住宅を居住以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は使用権を譲渡した場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反した場合

2 市長は、前項第3号の規定による補助金の返還を命ずるときは、別表に定める基準に従い、江田島市定住促進子育て世帯家賃補助金返還命令書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月7日(以下「施行日」という。)から施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

(令和2年度の特例)

2 令和2年10月31日までになされた、令和2年4月1日から施行日までに市外から転入した世帯に係る申請については、第7条第2項の規定にかかわらず、期限内に行われたものとみなす。

3 第9条第2項の規定にかかわらず，令和2年度に限り，4月分から3月分までの補助金の交付請求は，3月1日から3月31日までの間に行うものとする。

別表（第12条関係）

区分	基 準	
	居住年数	返還割合
返還金	1年未満	補助金額の 5分の5
	1年以上2年未満	〃 5分の4
	2年以上3年未満	〃 5分の3
	3年以上4年未満	〃 5分の2
	4年以上5年未満	〃 5分の1